

政策的随意契約による役務の提供について（契約前公告）

三里浜緩衝緑地における植栽維持管理業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の締結を予定しているため、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月11日

福井県福井港湾事務所長 梅田 靖博

記

1 契約の内容

- | | |
|-------------|---|
| (1) 契約名称 | 三里浜緩衝緑地維持管理業務委託（その5） |
| (2) 業務内容 | 別紙業務仕様書のとおり（三里浜緩衝緑地内の低木剪定業務） |
| (3) 履行期間 | 令和6年11月8日から令和7年3月14日まで |
| (4) 契約締結予定日 | 令和6年11月8日 |
| (5) 担当事務所 | 住 所：福井県坂井市三国町黒目32-2-1
所 属：福井県福井港湾事務所 総務課
連絡先：0776-82-1120 |
| (6) 履行場所 | 三里浜緩衝緑地（坂井市三国町新保～福井市川尻町 地係） |

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を掲示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認の上契約する。

4 契約の申込みの方法

- (1) 提出期限 令和6年10月31日（木）16時00分まで
- (2) 提出先 1の（5）と同様

5 開札日時

令和6年11月1日（金） 9時00分から

6 開札場所

福井港湾事務所 総務課